

どうすればいいの？「電子帳簿保存法」 (中小企業庁)

2022年1月1日より、改正電子帳簿保存法が施行され、国税関係の帳簿・書類のデータ保存について、抜本的な見直しが行われました。

ただし、「電子取引」に関するデータ保存の義務化について、2023年12月末まで2年間に行われた電子取引については従来どおりプリントアウトして保存しておくことが認められることとなりました。

しかし、来年2024年1月からは、「電子取引」への対応が求められることとなります。

なお、「電子取引」のデータ保存時の要件には、

- 「1.システム概要に関する書類の備え付け」と
- 「2.見読可能装置の備え付け」、
- 「3.検索機能の確保」、
- 「4.データの真実性を担保する措置」があります。

ここで対応のポイントとなるのは、「3.検索機能の確保」と「4.データの真実性を担保する措置」になります。

1.小規模企業・個人事業者に適した対応策

小規模企業・個人事業者に適した対応策を考えてみましょう。

電子帳簿等保存・スキャナ保存については、保存義務者の選択により紙で保存するかデータで保存するかを決められるため、いままで通りでも構いません。

その一方で、電子取引データ保存は、2024年1月から対応が必要になりますので、いまのうちから早め早めに準備しておくと思いいます。書類の数が多くなく、書類を扱う担当者が決まって、運用方法が徹底できる場合は、以下の方法が適しているのではないのでしょうか。

「3.検索機能の確保」については、**電子データのファイル名に日付・取引先・金額を付与するか、日付・取引先・金額と電子データを結びつける索引簿を作成します。**

「4.真実性の担保」については、新たにシステムを導入するにはコストがかかりますので、**「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程」**を整備・運用する方法が、最もハードルが低い方法です。事務処理規程のひな型については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。これを参考にしながら、自社のやり方（ファイル名の付与または索引簿の作成等）にあわせて規程を作成しておきます。



2.経理の効率化・財務管理の見える化を図ろう

2022年1月から予定されていた電子取引に関するデータ保存義務化は、ひとまず2023年12月末までに行われた分は紙保存が認められることとなりました。しかし今後、あらゆる分野でデジタル化・電子化がすすんで進んでいくことは避けられません。

現在、電帳法に対応した会計ソフト・クラウドサービス等がいくつか登場しています。今回の改正電帳法をきっかけに専用の会計ソフト等を導入するののも一つの方法です。また、銀行やクレジットカードのデータと連携しながら記帳・保存するシステムもあります。これにより、経理業務の効率化も可能です。

会計ソフトを導入したら、次に「月次決算」に挑戦してみてくださいはいかがでしょうか。小規模企業・個人事業者で「月次決算」をしている事業者は少数派です。しかし、月次決算を行うことで会社の業績をタイムリーに把握できるようになり、状況にあわせて経営方針を迅速に修正することができます。経営課題の早期発見につながり、問題の深刻化を防ぐことにもなります。

さて、「電子取引」に関するデータ保存義務化は、2024年1月から対応しなければなりません。また、一足先に2023年10月からは「インボイス制度」もスタートします。

経理業務を取り巻く環境が大きく変わるなかで、経理の効率化・財務管理の見える化を図り、課題の早期発見と企業の成長につなげていってください。